

**日本国農林水産省農産局とアメリカ合衆国小麦連合会との間の
米国から日本への小麦供給の安定化に関する協力覚書
(仮訳)**

日本国農林水産省農産局及びアメリカ合衆国小麦連合会（以下、個別に「参加者」といい、合わせて「両参加者」という。）は、米国産小麦の貿易における重要な長期的パートナーとして互いを再確認し、世界人口の増加に伴う食料需給が増大する中で、気候変動に伴う主要産地の生産の不安定化、物流の途絶等様々なリスクが増していることを認識し、両国の対話と連携を強化することの重要性を認識し、以下のとおり認識の一致に至った。

**第1項
目的**

この協力覚書（以下「本覚書」という。）は、米国産小麦の対日安定供給に向けて相互協力を強化し、米国産小麦の日本向け品種の継続的な生産と、農林水産省の買付規格に合致した米国産小麦の安定的な輸入を実現し、ひいては日米の小麦産業の更なる発展を図ることを目的とする。

**第2項
協力の枠組**

本覚書に基づく協力の枠組には、以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。

1. 関連情報の交換

a. アメリカ合衆国小麦連合会は、米国産小麦に関する以下の情報を提供する。

- (i) 小麦の生産、供給、需要及び品質の動向
- (ii) 国内物流、荷役及び港湾施設の状況
- (iii) 小麦に関する新技術及び技術革新並びに新規農薬の状況
- (iv) カビ毒の防止及び低減のための生産対策の状況

注釈：アメリカ合衆国小麦連合会は、この協定の期間中、日本の製粉業界及び政府関係者に直接サービスを提供するため、日本の東京に単一の国別事務所を維持する。

b. 農林水産省は、以下の情報を提供する。

- (i) 小麦の需給動向
- (ii) 国内ユーザーのニーズ
- (iii) 残留農薬検査の結果
- (iv) 小麦の買入方針の変更

注釈：小麦買付規格の変更または改訂をアメリカ合衆国小麦連合会に早期かつ適時に通知する。

2. 事案発生時の対応

アメリカ合衆国小麦連合会は、以下の事案に関する情報を直ちに提供し、迅速に対応する。

- (i) 国内流通・港湾施設における事案による船積遅延
- (ii) 遺伝子組み換え小麦の混入及びカビ毒基準超過による食品安全上の懸念

3. 日本向け米国産小麦の品種改良のための共同研究開発

第3項 実施

1. 参加者は、第2項に従い、もう一方の参加者から提供された文書及び情報を関係者と共有することができる。
2. 両参加者は、相互理解を促進し、日本への小麦の安定供給を実施するため、定期的に情報交換会議を開催する。
3. 前項に規定する定例会議は、以下のとおり開催される。
 - a. 定例会議は、少なくとも年1回、日本と米国においてオンライン上又は対面で交互に開催する。
 - b. 両参加者の合意により、定例会議に関係する機関等を参加させることができる。

第4項 窓口連絡先

参加者は、本覚書を実施するために、それぞれ窓口連絡先を任命する。日本国農林水産省の窓口連絡先は、農産局貿易業務課とする。アメリカ合衆国小麦連合会の窓口連絡先は、アメリカ合衆国小麦連合会東京事務所とする。

第5項 法的地位

本覚書は、法的拘束力を持たず、いかなる法的権利や義務を生じさせない。

第6項 修正

本覚書は、両参加者の書面による同意により、随時必要に応じて修正されることができる。当該修正は、両参加者によって署名及び日付が記入されることで効力を有し、署名日に本覚書の一部を構成する。

**第7項
適用及び終了**

本覚書は5年間適用され、いずれか一方の参加者が他の参加者に本覚書終了の意図を書面で通知しない限り、自動的に同期間延長される。

いずれの参加者も、終了を意図する日の90日前までに書面で相手方に通知を提供・送達することにより、本覚書を終了することができる。

2025年10月2日、日本国東京において英語による本書2通に署名された。

日本国農林水産省

アメリカ合衆国小麦連合会

山口 靖

日本国農林水産省農産局長

ジム・ペルマン

アメリカ合衆国小麦連合会会長

マイケル・スピアー

アメリカ合衆国小麦連合会社長兼CEO